

令和7年度 国民健康保険税のお知らせ

国民健康保険税の計算方法

令和7年度の国保税は、以下の税率で計算されます。国保税は医療費の支払いに充てる「医療分」、後期高齢者医療制度を支える「後期高齢者支援金分」、40歳から64歳までの方にご負担いただく「介護分」の合計額となります。*すべて年額です。年度途中での加入、脱退については、月割計算となります。

なお、制度改正により、令和7年度から所得割額、均等割額、課税限度額の一部が変更となりました。

区分	① 所得割額 算定基礎額（前年の所得－ 43万円）×税率		② 均等割額 （加入者一人につき）		課税 限度額	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
A 医療分（①+②）	6.00%	6.40%	20,000円	27,600円	65万円	66万円
B 後期分（①+②）	3.30%	3.40%	11,600円	14,300円	24万円	26万円
C 介護分（①+②） 【40歳～64歳まで】	3.10%	3.00%	13,000円	15,400円	17万円	17万円

≪ A 医療分 + B 後期分 + C 介護分 = 年間保険税額 ≫

国民健康保険税の法定軽減について

こちらの法定軽減は、世帯主及び被保険者の前年の所得を表の基準により、算出税額から均等割を軽減して、国保税の軽減を図るものです。自動的に適用されるため申請は不要です。なお、制度改正により、令和7年度から5割軽減・2割軽減の算定方法の一部が変更となりました。

軽減割合	判定式	
7割軽減	総所得金額 ≤ 43万円 + 10万円 × (給与所得者等の人数 - 1)	
5割軽減	改正前	総所得金額 ≤ 43万円 + 29.5万円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の人数 - 1)
	改正後	総所得金額 ≤ 43万円 + 30.5万円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の人数 - 1)
2割軽減	改正前	総所得金額 ≤ 43万円 + 54.5万円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者数等の人数 - 1)
	改正後	総所得金額 ≤ 43万円 + 56万円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の人数 - 1)

* 給与所得者等とは、一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等の支給(60万円超（65歳未満）

または125万円（15万円特別控除前）を受ける方のことを指します。

* 公的年金受給者（65歳以上）については、公的年金等に係る所得から15万円を控除した金額で判定します。

* 被保険者数には、同一世帯で、国保の被保険者から後期高齢者医療制度の被保険者に移行した方を含みます。

* 事業所得は、青色専従者給与、事業専従者控除は必要経費に算入せずに判定します。 * 土地等の譲渡所得は、特別控除前で判定します。

所得申告を忘れずに

国保税は前年の所得をもとに計算されます。同一世帯に未申告の方がいると軽減判定が行えず、国保税が正しく計算されません。収入がない方についても、その旨の所得申告が必要です。また、医療費の自己負担限度額が上位所得者扱いとなり不利益となる場合がありますので、必ず所得申告をお願いします。

年末調整・確定申告用の参考資料について

確定申告の参考資料としてお使いいただける「所得申告参考資料」は、例年2月上旬にハガキを送付しております。確定申告の際には必要に応じてご利用ください。なお、年末調整で早めに必要な場合は「国民健康保険税 納付見込額票」を発行します。こちらは例年10月中旬から受け付けております。

納税義務者について

国保税の納税義務者は、世帯主の方です。世帯主自身は国保に加入していない場合でも、世帯の中に国保加入者がいれば、納税通知書の通知は、世帯主宛に送付します。（この場合、世帯主の分は税額の計算に含まれません。）

〒309-1792

笠間市中央三丁目2番1号

笠間市役所 保険年金課 /
笠間・岩間支所 保険福祉課

TEL 0296-77-1101（代表）

TEL 0299-37-6611（岩間地域）

公式HPは
こちら



国民健康保険税の納付方法について

金融機関での口座振替

指定の口座より自動振替される納付方法です。取扱金融機関の窓口にてお申し込みください。
お申込みには通帳と通帳届出印が必要です。

* 取扱金融機関は常陽銀行・筑波銀行・水戸信用金庫・結城信用金庫・茨城県信用組合・中央労働金庫・常陸農業協同組合・ゆうちょ銀行です。

納付書番号やQRコード等を利用した方法

納付書に印字された納付書番号やQRコード等を利用した納付方法です。「地方税お支払いサイト」にアクセスし、納付書番号を入力したり、QRコードを読み取ることで納付可能です。

* 上記納付方法は、納期限が過ぎてしまった場合利用できません。

* 上記納付方法は、国保税を納付書で納付している方のみ、お選びいただけます。

納付書で納付する方法

納付書を利用した納付方法です。市役所窓口、金融機関、コンビニエンスストアでの納付が可能です。
全国ほぼすべての金融機関（地方税統一QRコード対応金融機関）にて納付が可能です。

年金天引きによる方法

年金から天引きによる納付方法（年間6回）です。特別徴収は下記条件を満たした世帯のみが対象となります。天引きが開始されたり中止されたりする際には、必ず通知しますのでご確認ください。

- ① 世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満。
- ② 世帯主が国民健康保険に加入しており、年度当初（4月1日現在）74歳未満。
- ③ 天引きの対象となる年金が年額18万円以上。
- ④ 介護保険料の特別徴収額と合算し、特別徴収対象年金額の2分の1を超えない。
- ⑤ 市役所に「国民健康保険税 納付方法変更申出書」の提出がない。

地方税お支払いサイトには、こちらからアクセスできます。



地方税
お支払いサイト

* QRコードはデンソーウェーブの登録商標です。

国民健康保険税の軽減等について

倒産・解雇などによる離職や雇い止めなどにより離職された方の軽減（非自発的失業者の国民健康保険税の軽減）

対象者	雇用保険の特定受給資格者及び特定理由離職者として求職者給付（基本手当）を受ける方
雇用保険受給資格者証の離職理由	特定受給資格者（11・12・21・22・31・32） 特定理由離職者（23・33・34）に該当される方
軽減の額	前年の給与所得を30/100とみなして計算します
軽減対象の期間	離職日の翌日から翌年度末まで（国保の資格を喪失すると軽減も終了）
申請に必要なもの	雇用保険受給資格者証・特例対象被保険者等に係る申告書（窓口備え付け）

* 高年齢受給資格者（65歳到達日以降に離職された方）及び特例受給資格者は対象となりません。

* 現在、任意継続健康保険に加入中の方が国保に加入した場合でも、対象者に該当する場合、軽減を受けられます。

旧被扶養者に係る減免

これまで社会保険の被扶養者であった65歳以上の方で、扶養主が後期高齢者医療保険制度に加入することに伴い国保加入した方について、国保の資格を取得した月から国保税の医療分及び後期分を減免します。

種別	医療分	後期分	介護分
所得割額	全額減免		国保税に含まない（65歳以上のため）
均等割額	半額減免 * ただし法定軽減が7割、5割の該当者は対象外 * 国保取得日の属する月以後、2年間経過するまでの間に限る		
申請に必要なもの	社会保険資格喪失証明書、国民健康保険税減免申請書（窓口備え付け）		

* 旧被扶養者の国保資格取得日の属する月以後2年間を経過すると、均等割額に係る減免措置が終了します。

* 該当世帯が所得に基づき軽減制度の7割・5割軽減該当の場合は、そちらが優先して適用されます。

その他の減免や免除について

上記の他、「介護保険適用除外施設に入所している方の軽減」「福島第一原子力発電所事故に伴う警戒区域等から避難されている方の減免及び免除」「子どもに係る均等割の軽減措置」「産前産後期間の国民健康保険税の軽減」などの制度がございます。詳細は窓口にてお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。